

委 託 業 務 仕 様 書 （第6工区）

1 業務目的

本業務は、一級河川鴨川等河川敷、京都府立鴨川公園及び一級河川宇治川派流河川敷（伏見港）の美観保持のため、維持管理業務を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

2 委託範囲

鴨川勧進橋下流から京川橋までの両岸区域及び宇治川派流弁天橋下流から伏見みなと橋下流までの両岸港湾区域（水域を除く）。

3 委託業務の内容等

- （1）散乱ゴミ等の収集及びゴミ籠内のゴミの収集
- （2）枯れ枝、折れ枝、落ち葉の収集
- （3）収集ゴミの指定箇所（協議の上）への集積及び分別
- （4）収集ゴミの京都市環境政策局が管理する処理場への搬出・処分
- （5）犬、猫等小動物の死骸の処理
- （6）不法投棄物件（家具等大型家庭ゴミ、自転車、バイク等）の処理（特定家庭用機器再商品化法対象物件は除く）
- （7）午前、午後1回ずつの巡視・点検及び監督者による必要に応じた報告（一級河川宇治川派流については、午前1回）
- （8）軽微な落書きの消去、不法駐輪車両の移動等、当所が指示する軽作業
- （9）年度途中でゴミ箱設置数の変化等条件変更があった場合は、別途業務実施方法等について協議することがある。

4 委託業務の期間

- （1）一級河川鴨川、京都府立鴨川公園については、別表1のとおり。（計277日）
なお、作業日の現場巡回業務は、午前8時30分から午後3時30分までとする。
- （2）一級河川宇治川派流については、別表2のとおり。（計87日）
なお、作業日の現場巡回業務は、午前8時30分から午後0時30分までとする。
ただし、11月と12月の作業現場巡回業務は、午前8時30分から午後3時30分までとする。

5 遵守事項

- （1）委託作業に従事する者の延べ人数のうち、65歳以上の高齢者を8割以上雇用すること。
- （2）作業従事者の報酬は、関係法令等を遵守するものであること。

6 業務監督者及び作業員名簿の提出

- （1）業務の契約後直ちに委託業務の業務監督者（以下「業務監督者」という。）を定め、業務監督者の履歴書を添えて5日以内に提出すること。併せて、業務の実施に当たる者（業務監督者

を除く)はすべて作業員名簿に年齢を記載し、65歳以上の高齢者が8割以上であることの確認できる資料を添付の上、提出すること。業務監督者、作業員に異動があるときも、変更後5日以内に提出すること。

- (2) (1)の業務監督者は作業員の指導、監督及び、本契約履行に関する京都土木事務所(以下「事務所」という。)からの指示、連絡、調整に当たるものとし、常時連絡が届く体制とする。

7 業務計画書及び業務実施報告書の提出

業務の契約後直ちに業務計画書を作成し、5日以内に提出すること。

また、受託者は、業務実施の都度、次の各報告書を提出すること。

(1) 業務計画書

業務内容に基づき必要事項をそれぞれ簡明に、模式図・表等を用い作成する。

(2) 業務実施報告書

①業務日誌

業務実施日ごとに作業員・作業時間・作業内容等を記入し、月間業務報告書に併せて提出すること。

②月間業務報告書

月ごとに業務日誌を取りまとめ、実施日の作業内容・ゴミ量等を集約し、状況写真を添付の上翌月5日(3月にあつては3月31日)までに提出すること。

作業内容が確認できる状況写真を、着手前、作業中、完了後でそれぞれ撮影するとともに、作業開始時及び作業終了時の点呼状況についても写真撮影を行うこと。なお、写真には黒板等により撮影日の日付けを写り込ませること。

③その他報告書

日々のゴミの量等を分類、計量し、指示する度に処分場が発行する伝票(写し)を添付の上、提出すること。

年2回(9月末、3月末)、65歳以上の高齢者が8割以上従事した書類を提出すること。

8 留意事項

(1) 河川敷、公園清掃

① 散策路(園路)・広場・植込地など指定した地域を対象とし、ゴミ、空き缶、吸い殻などを取りこぼしのないよう集める。

② ゴミ籠の中は取り残しのないようきれいに拾い出し、周辺は丁寧に清掃する。

③ 収集ゴミは指定箇所へ集積し、可燃ゴミ(生ゴミ、紙類)と不燃ゴミ(瓶、空き缶、プラスチック類、発砲スチロール類)の分別等、京都市環境政策局の指定する態様に従い分別を行う。

④ 一級河川鴨川、京都府立鴨川公園におけるゴミの集積に使用する車両は、軽トラック又はリヤカーとし、伏見港におけるゴミの集積に使用する車両は、リヤカーとする。

ゴミの処理場への搬出に使用する車両は、2tダンプトラック又は2tパッカー車とする。

なお、河川敷地内、公園敷地内への車両進入口については、協議の上、決定する。

⑤ 集積ゴミの搬出先は、京都市環境政策局が管理する処理場に搬出・処分する。

⑥ 犬、猫等の死骸の処理に当たっては、京都市生活環境美化センターに連絡の上、処理する。

⑦ 不法投棄物件の処理は、京都市環境政策局が管理する処理場とする。

なお、京都市環境政策局が管理する処理場へ搬出・処分できない収集ごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に処理する。

⑧ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象の物件（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫）については、発見後直ちに当所に連絡することとし、現地からの移動や処分等の処理は行わないこと。

⑨ 収集ゴミの運搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に行う。

（２）業務の実施に当たっては、利用者、作業員の安全に十分留意するとともに、効果的、効率的な執行に努めること。なお、大雨、暴風など気象状況が作業員の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある状態の場合は、事務所に連絡し、業務の開始、継続について指示を仰ぐこと。

（３）河川敷、都市公園等の美観を常に維持するよう、誠意をもって業務を遂行し、いやしくも河川敷等の利用者等から批判を受けることのないよう努めること。

（４）清掃に要する器具、使用材料は、受託者の負担とする。

（５）河川敷地内への車両乗り入れは最小限度に止めるものとし、事前に車両乗入許可申請書を事務所に提出し許可を受けること。なお、許可を受けていない車両（自動二輪車及び原動機付き自転車を含む）は決して乗り入れないこと。

９ 京都市条例の遵守

京都市においては、「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」や「京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例」など本業務の実施においても関係する条例が定められているため、それらの条例についても遵守すること。

このため、「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」の趣旨を踏まえ、本工事においては、原則として屋外に灰皿を設置しないこと。

なお、京都市においては、河川区域も公共の場所に含むと解されているので、留意すること。

<上記の条例> ー 抜 粋 ー

○「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）路上喫煙等 道路等（道路等を管理する権限を有する者が喫煙をすることができる場所として指定した場所を除く。）において、たばこを吸うこと又は火の付いたたばこを所持することをいう。ただし、道路交通法第２条第１項第９号に規定する自動車（同法第３条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内においてこれらの行為を行うことを除く。

（２）道路等 道路、公園その他の公共の場所（室内及びこれに準じる環境にあるものを除く。）をいう。

第４条 市民等は、路上喫煙等をしないよう努めなければならない。

第５条 市長は、市民等の身体及び財産への被害を防止し、並びに市民等の健康への影響を抑制するため特に路上喫煙等を禁止する必要があると認められる区域を路上喫煙等禁止区域として指定することができる。

第 6 条 何人も、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等をしてはならない。

第 11 条 第 6 条の規定に違反した者は、2,000 円以下の過料に処する。

○「京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例」

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 飲料容器 飲料を収納し、又は収納していた容器をいう。

(2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、紙くず、廃プラスチック類その他これらに類する飲料容器以外の物で、容易に投棄され、かつ、その散乱した状態が都市の美化を妨げるおそれのあるものをいう。

第 7 条 何人も、みだりに飲料容器及び吸い殻等を捨ててはならない。

第 9 条 市長は、特に飲料容器及び吸い殻等の散乱を防止する必要があると認める土地の区域を美化推進強化区域として指定することができる。

第 29 条 美化推進強化区域内において、第 7 条の規定に違反して、みだりに飲料容器又は吸い殻等を捨てた者は、30,000 円以下の罰金に処する。

別表1

令和7年度鴨川等清掃業務実施日

○印は清掃実施日 計 277 日

	日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土
4月 (30)	● (6)	● (7)	○ (8)	○ (9)	○ (10)	○ (11)	○ (12)	10月 (27)	● (5)	● (6)	○ (7)	○ (8)	○ (9)	○ (10)	○ (11)
	○ (13)	○ (14)	○ (15)	○ (16)	○ (17)	○ (18)	○ (19)		○ (12)	● (13)	○ (14)	○ (15)	○ (16)	○ (17)	○ (18)
	○ (20)	○ (21)	○ (22)	○ (23)	○ (24)	○ (25)	○ (26)		○ (19)	○ (20)	○ (21)	○ (22)	○ (23)	○ (24)	○ (25)
	○ (27)	○ (28)	○ (29)	○ (30)	● ()	● ()	● ()		○ (26)	○ (27)	○ (28)	○ (29)	○ (30)	○ (31)	● ()
	● ()	● ()	● ()	● ()	● ()	● ()	● ()		● ()	● ()	● ()	● ()	● ()	● ()	● ()
5月 (28)	● (4)	● (5)	○ (6)	○ (7)	○ (8)	○ (9)	○ (10)	11月 (28)	● (2)	○ (3)	○ (4)	○ (5)	○ (6)	○ (7)	○ (8)
	○ (11)	○ (12)	○ (13)	○ (14)	○ (15)	○ (16)	○ (17)		○ (9)	○ (10)	○ (11)	○ (12)	○ (13)	○ (14)	○ (15)
	○ (18)	○ (19)	○ (20)	○ (21)	○ (22)	○ (23)	○ (24)		○ (16)	○ (17)	○ (18)	○ (19)	○ (20)	○ (21)	○ (22)
	○ (25)	○ (26)	○ (27)	○ (28)	○ (29)	○ (30)	○ (31)		○ (23)	○ (24)	○ (25)	○ (26)	○ (27)	○ (28)	○ (29)
	● ()	● ()	● ()	● ()	● ()	● ()	● ()		○ (30)	● ()	● ()	● ()	● ()	● ()	● ()
6月 (27)	○ (1)	○ (2)	○ (3)	○ (4)	○ (5)	○ (6)	○ (7)	12月 (27)	○ (7)	○ (8)	○ (9)	○ (10)	○ (11)	○ (12)	○ (13)
	○ (8)	○ (9)	○ (10)	○ (11)	○ (12)	○ (13)	○ (14)		○ (14)	○ (15)	○ (16)	○ (17)	○ (18)	○ (19)	○ (20)
	○ (15)	○ (16)	○ (17)	○ (18)	○ (19)	○ (20)	○ (21)		○ (21)	○ (22)	○ (23)	○ (24)	○ (25)	○ (26)	○ (27)
	○ (22)	○ (23)	○ (24)	○ (25)	○ (26)	○ (27)	○ (28)		○ (28)	○ (29)	○ (30)	○ (31)	● ()	● ()	● ()
	○ (29)	○ (30)	● ()	● ()	● ()	● ()	● ()		● ()	● ()	● ()	● ()	● ()	● ()	● ()
7月 (30)	● (6)	○ (7)	○ (8)	○ (9)	○ (10)	○ (11)	○ (12)	1月 (25)	● (4)	○ (5)	○ (6)	○ (7)	○ (8)	○ (9)	○ (10)
	○ (13)	○ (14)	○ (15)	○ (16)	○ (17)	○ (18)	○ (19)		○ (11)	○ (12)	○ (13)	○ (14)	○ (15)	○ (16)	○ (17)
	○ (20)	○ (21)	○ (22)	○ (23)	○ (24)	○ (25)	○ (26)		○ (18)	○ (19)	○ (20)	○ (21)	○ (22)	○ (23)	○ (24)
	○ (27)	○ (28)	○ (29)	○ (30)	○ (31)	● ()	● ()		○ (25)	○ (26)	○ (27)	○ (28)	○ (29)	○ (30)	○ (31)
	● ()	● ()	● ()	● ()	● ()	● ()	● ()		● ()	● ()	● ()	● ()	● ()	● ()	● ()
8月 (31)	● (3)	○ (4)	○ (5)	○ (6)	○ (7)	○ (8)	○ (9)	2月 (24)	○ (1)	○ (2)	○ (3)	○ (4)	○ (5)	○ (6)	○ (7)
	○ (10)	○ (11)	○ (12)	○ (13)	○ (14)	○ (15)	○ (16)		○ (8)	○ (9)	○ (10)	○ (11)	○ (12)	○ (13)	○ (14)
	○ (17)	○ (18)	○ (19)	○ (20)	○ (21)	○ (22)	○ (23)		○ (15)	○ (16)	○ (17)	○ (18)	○ (19)	○ (20)	○ (21)
	○ (24)	○ (25)	○ (26)	○ (27)	○ (28)	○ (29)	○ (30)		○ (22)	○ (23)	○ (24)	○ (25)	○ (26)	○ (27)	○ (28)
	○ (31)	● ()	● ()	● ()	● ()	● ()	● ()		● ()	● ()	● ()	● ()	● ()	● ()	● ()
9月 (28)	● (7)	○ (8)	○ (9)	○ (10)	○ (11)	○ (12)	○ (13)	3月 (30)	○ (1)	○ (2)	○ (3)	○ (4)	○ (5)	○ (6)	○ (7)
	○ (14)	○ (15)	○ (16)	○ (17)	○ (18)	○ (19)	○ (20)		○ (8)	○ (9)	○ (10)	○ (11)	○ (12)	○ (13)	○ (14)
	○ (21)	○ (22)	○ (23)	○ (24)	○ (25)	○ (26)	○ (27)		○ (15)	○ (16)	○ (17)	○ (18)	○ (19)	○ (20)	○ (21)
	○ (28)	○ (29)	○ (30)	● ()	● ()	● ()	● ()		○ (22)	○ (23)	○ (24)	○ (25)	○ (26)	○ (27)	○ (28)
	● ()	● ()	● ()	● ()	● ()	● ()	● ()		○ (29)	○ (30)	○ (31)	● ()	● ()	● ()	● ()

別表2

令和7年度伏見港(宇治川派流)清掃業務実施日

○印は清掃実施日 計 87 日

	日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土
4月	・	・	1	2	3	(4)	5	10月	・	・	・	1	2	(3)	4
(8)	6	(7)	8	9	10	(11)	12	月	5	(6)	7	8	9	(10)	11
	13	(14)	15	16	17	(18)	19		12	(13)	14	15	16	(17)	18
	20	(21)	22	23	24	(25)	26	(9)	19	(20)	21	22	23	(24)	25
	27	(28)	29	30	・	・	・		26	(27)	28	29	30	(31)	・
	・	・	・	・	・	・	・		・	・	・	・	・	・	・
5月	・	・	・	・	1	(2)	3	11月	・	・	・	・	・	・	1
(9)	4	(5)	6	7	8	(9)	10		2	(3)	4	5	6	(7)	8
	11	(12)	13	14	15	(16)	17	月	9	(10)	11	12	13	(14)	15
	18	(19)	20	21	22	(23)	24		16	(17)	18	19	20	(21)	22
	25	(26)	27	28	29	(30)	31	(8)	23	(24)	25	26	27	(28)	29
	・	・	・	・	・	・	・		・	・	・	・	・	・	・
6月	1	(2)	3	4	5	(6)	7	12月	・	(1)	2	3	4	(5)	6
(9)	8	(9)	10	11	12	(13)	14	月	7	(8)	9	10	11	(12)	13
	15	(16)	17	18	19	(20)	21		14	(15)	16	17	18	(19)	20
	22	(23)	24	25	26	(27)	28	(9)	21	(22)	23	24	25	(26)	27
	29	(30)	・	・	・	・	・		28	(29)	30	31	・	・	・
	・	・	・	・	・	・	・		・	・	・	・	・	・	・
7月	・	・	1	2	3	(4)	5	1月	・	・	・	・	1	(2)	3
(8)	6	(7)	8	9	10	(11)	12	月	4	(5)	6	7	8	(9)	10
	13	(14)	15	16	17	(18)	19		11	(12)	13	14	15	(16)	17
	20	(21)	22	23	24	(25)	26	(9)	18	(19)	20	21	22	(23)	24
	27	(28)	29	30	31	・	・		25	(26)	27	28	29	(30)	31
	・	・	・	・	・	・	・		・	・	・	・	・	・	・
8月	・	・	・	・	・	(1)	2	2月	1	(2)	3	4	5	(6)	7
(9)	3	(4)	5	6	7	(8)	9	月	8	(9)	10	11	12	(13)	14
	10	(11)	12	13	14	(15)	16		15	(16)	17	18	19	(20)	21
	17	(18)	19	20	21	(22)	23	(8)	22	(23)	24	25	26	(27)	28
	24	(25)	26	27	28	(29)	30		・	・	・	・	・	・	・
	31	・	・	・	・	・	・		・	・	・	・	・	・	・
9月	・	(1)	2	3	4	(5)	6	3月	1	(2)	3	4	5	(6)	7
(9)	7	(8)	9	10	11	(12)	13	月	8	(9)	10	11	12	(13)	14
	14	(15)	16	17	18	(19)	20		15	(16)	17	18	19	(20)	21
	21	(22)	23	24	25	(26)	27	(9)	22	(23)	24	25	26	(27)	28
	28	(29)	30	・	・	・	・		29	(30)	31	・	・	・	・
	・	・	・	・	・	・	・		・	・	・	・	・	・	・